

令和4年度 包括外部監査措置結果報告書

＜監査テーマ＞

市民生活に密着した窓口業務に関する財務事務及び管理について

監査テーマ	令和4年度	市民生活に密着した窓口業務に関する財務事務及び管理について
-------	-------	-------------------------------

No.	1
-----	---

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	窓口業務全体		
	小 分 類	0-③ 内部統制の導入に向けた検討について		
所管部課		総務部 法務ガバナンス室	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		市は事務処理ミスの防止を図るため、平成25年3月より「事務処理ミス等の公表に関する要綱」に従って定例公表していて、一定の効果が得られていると考えられるが、近年、官民双方で導入が進められている事務処理ミス等の対策等も含めた経営の仕組みとして内部統制制度がある。地方自治体においては令和2年4月の地方自治法改正により導入された。 国の定めた「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」によると、内部統制とは「基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング(監視活動)及び⑥ICT(情報通信技術)への対応の6つの基本的要素から構成される。」と定義されている。 地方自治体における内部統制制度の導入は都道府県や政令指定都市では義務化されており、それ以外の市においては任意とされているが、府内でも導入されている自治体が複数ある。市においてもBPRや自治体DX等の他事業と同時並行で行うこと等によって効率的な内部統制の導入を検討することが望まれる。		
報告書該当ページ	P.69			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		地方自治法に規定されている内部統制に関する方針や体制については、本市では現時点で策定及び導入はしていないが、法の趣旨や制度の目的である、業務の効率的かつ効果的な遂行、業務に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性の確保、資産の保全については、従前より、各所管課における事務処理マニュアルの作成やルールの整備をはじめとし、公正な職務の執行の確保等に関する条例や内部通報制度の運用、会計事務に関する月例の点検、事務処理ミス等が発生した場合の対応といった様々なコンプライアンスに関する取組、さらには法務やコンプライアンスに関する研修などを通じて、リスク管理に取り組んできている。 また、これまで、内部統制制度の導入自治体の取組の調査・研究を行ってきたところであり、今後も引き続き行政事務の適正化のため、内部統制制度を含めた本市の業務上のリスク管理に必要な手法について検討を行っていく。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年6月21日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(総論)		
	中 分 類	窓口業務全体		
	小 分 類	0-⑤ 窓口業務改革の推進における専門家等の活用について		
所管部課		総務部 法務ガバナンス室	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		窓口業務改革に向けた取組みにおいては内部統制の導入を行うことが効率的であり、内部統制の専門家である公認会計士等の参画を求めることが望まれる。		
報告書該当 ページ	P.77			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に 記載してください		地方自治法に規定されている内部統制に関する方針や体制については、本市では現時点で策定及び導入はしていないが、法の趣旨や制度の目的である、業務の効率的かつ効果的な遂行、業務に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性の確保、資産の保全については、従前より、各所管課における事務処理マニュアルの作成やルールの整備をはじめとし、公正な職務の執行の確保等に関する条例や内部通報制度の運用、会計事務に関する月例の点検、事務処理ミス等が発生した場合の対応といった様々なコンプライアンスに関する取組、さらには法務やコンプライアンスに関する研修などを通じて、リスク管理に取り組んできている。 また、これまで、内部統制制度の導入自治体の取組の調査・研究を行ってきたところであり、今後も引き続き行政事務の適正化のため、内部統制制度を含めた本市の業務上のリスク管理に必要な手法について検討を行っていく。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和6年6月21日		